

602 夜間対応型訪問介護費

点検項目	点検事項	点検結果	
認知症専門ケア加算（Ⅰ）	利用者の総数のうち、日常生活に支障を来す症状又は行動があるため介護を必要とする認知症の者（日常生活自立度Ⅲ以上）の割合が5割以上	☐ 該当	
	認知症介護に係る専門的研修を修了している者が対象者数が20人未満の場合は1人以上、当該対象者数が20人以上の場合は、1に当該対象者数が19を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えた数以上配置し、チームとして専門的な認知症ケアの実施	☐ 該当	
	従業者に対する認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に開催	☐ 実施	
認知症専門ケア加算（Ⅱ）	利用者の総数のうち、日常生活に支障を来す症状又は行動があるため介護を必要とする認知症の者（日常生活自立度Ⅲ以上）の割合が5割以上	☐ 該当	
	認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を対象者の数が20人未満の場合は1人以上、対象者が20人以上の場合は、1に当該対象者が19人を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えた人数を配置し、チームとしての専門的な認知症ケアの実施	☐ 該当	
	従業者に対して認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に開催	☐ 実施	
	認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者を1名以上配置し、事業所全体の認知症ケアの指導等を実施	☐ 該当	
	介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施又は実施を予定	☐ 該当	
事業所と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは事業所と同一の建物等に居住する利用者に対する取扱い	事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは事業所と同一の建物（以下「同一敷地内建物等」という。）に居住する利用者（1月当たりの利用者が50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。）	☐ 所定単位数の100分の90	
	1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物の利用者	☐ 所定単位数の100分の90	
	1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物の利用者	☐ 所定単位数の100分の85	
特別地域夜間対応型訪問介護加算	厚生労働大臣が定める地域（平成24年厚生労働省告示第120号）に所在する事業所	☐ 該当	

点検項目	点検事項	点検結果	
中山間地域等における小規模事業所加算	厚生労働大臣が定める地域（平成21年厚生労働省告示第83号）に所在する事業所	☐ 該当	
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	厚生労働大臣が定める地域（平成21年厚生労働省告示第83号）に居住している利用者に対して、通常の実施地域を越えてサービス提供	☐ 該当	
24時間通報対応加算	日中においてオペレーションサービスを行うための必要な人員の確保	☐ 該当	
	利用者からの通報を受け、緊急の対応が必要と認められる場合に連携する訪問介護事業所に速やかに連絡する体制を確保し、必要に応じて訪問介護が実施されること	☐ 該当	
	事前に連携体制をとっている訪問介護事業所とサービス利用の契約を締結している	☐ 該当	
	緊急の訪問が必要と判断される場合において対応が可能となるよう連携体制をとっている訪問介護事業所の具体的な対応体制について定期的に把握している	☐ 該当	
	夜間の同居家族等の状況把握に加え、利用者の日中の同居家族等の状況及び在宅サービス利用状況等を把握している	☐ 該当	
	利用者からの通報日時、通報内容、具体的対応の内容の記録	☐ 該当	
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	訪問介護員等ごとの研修計画の作成及び実施又は実施を予定している	☐ 該当	
	利用者の情報や留意事項の伝達又は技術指導のための会議を定期的に行っている	☐ 該当	
	定期的な健康診断を実施している	☐ 該当	
	事業所の訪問介護員等の総数のうち、介護福祉士の占める割合が6割以上	☐ いずれか該当	
	事業所の訪問介護員等の総数のうち、勤続年数10年以上の介護福祉士が25以上		
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	訪問介護員等ごとの研修計画の作成及び実施又は実施を予定している	☐ 該当	
	利用者の情報や留意事項の伝達又は技術指導のための会議を定期的に行っている	☐ 該当	
	定期的な健康診断を実施している	☐ 該当	
	訪問介護員総数のうち介護福祉士の占める割合が4割以上又は介護福祉士、実務者研修修了者及び介護職員基礎研修修了者の占める割合が6割以上	☐ 該当	

点検項目	点検事項	点検結果	
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	訪問介護員等ごとの研修計画の作成及び実施又は実施を予定している	☐ 該当	
	利用者の情報や留意事項の伝達又は技術指導のための会議を定期的開催している	☐ 該当	
	定期的な健康診断を実施している	☐ 該当	
	訪問介護員総数のうち介護福祉士の占める割合が3割以上又は介護福祉士、実務者研修修了者及び介護職員基礎研修修了者の占める割合が5割以上	☐ いずれか該当	
	事業所の訪問介護員等の総数のうち、勤続年数7年以上の介護福祉士が3割以上		
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	1 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	☐ あり	介護職員処遇改善計画書
	2 介護職員改善計画書の作成、周知、届出	☐ あり	介護職員処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施	☐ あり	
	4 処遇改善に関する実績の報告	☐ あり	実績報告書
	5 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	☐ なし	
	6 労働保険料の納付	☐ 適正に納付	
	7 次の(1)、(2)のいずれにも適合 (1)任用の際の職責又は職務内容等の要件を書面で作成し、全ての介護職員に周知	☐ あり	研修計画書
	(2)資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研修の機会を確保し、全ての介護職員に周知	☐ あり	
	8 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知	☐ あり	
介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	1 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	☐ あり	介護職員処遇改善計画書
	2 介護職員処遇改善計画書の作成、周知、届出	☐ あり	介護職員処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施	☐ あり	
	4 処遇改善に関する実績の報告	☐ あり	実績報告書
	5 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	☐ なし	
	6 労働保険料の納付	☐ 適正に納付	
	7 次の(1)、(2)のいずれかに適合 (1)任用の際の職責又は職務内容等の要件を書面で作成し、全ての介護職員に周知	☐ あり	研修計画書
	(2)資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研修の機会を確保し、全ての介護職員に周知	☐ あり	
	8 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知	☐ あり	

点検項目	点検事項	点検結果		
介護職員処遇改善加算 (Ⅲ)	1 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	☐	あり	介護職員処遇改善計画書
	2 介護職員改善計画書の作成、周知、届出	☐	あり	介護職員処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施	☐	あり	
	4 処遇改善に関する実績の報告	☐	あり	実績報告書
	5 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	☐	なし	
	6 労働保険料の納付	☐	適正に納付	
	7 次の(1)、(2)、(3)のいずれかに適合 (1)任用の際の職責又は職務内容等の要件を書面で作成し、全ての介護職員に周知	☐	あり	
	(2)資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研修の機会を確保し、全ての介護職員に周知	☐	あり	研修計画書
	8 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知	☐	あり	
介護職員等特定処遇改善 加算(Ⅰ)	1 次の(一)、(二)、(三)、(四)のいずれにも該当し、賃金改善に要する費用の見込額が当該加算の算定見込額を上回る賃金改善計画の策定、計画に基づく措置の実施 (一) 経験・技能のある介護職員のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込み額が月額8万円以上又は年額440万円以上 (二) 指定通所介護事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が介護職員(経験・技能のある介護職員を除く)の賃金改善に要する費用の見込額の平均を上回っている (三) 介護職員(経験・技能のある介護職員を除く)の賃金改善に要する費用の見込額の平均が介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の2倍以上(介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員(経験・技能のある介護職員を除く)の平均賃金額を上回らない場合を除く) (四) 介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円を上回らない	☐	該当	介護職員等特定処遇改善計画書
	2 介護職員等特定処遇改善計画書の作成、周知、届出	☐	あり	介護職員等特定処遇改善計画書
	3 介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善の実施	☐	あり	
	4 処遇改善の実施の報告	☐	あり	実績報告書
	5 サービス提供体制強化加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)の届出	☐	あり	
	6 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定	☐	あり	
	7 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知	☐	あり	
	8 処遇改善の内容(賃金改善を除く)等についてインターネットの利用その他の適切な方法で公表	☐	あり	

点検項目	点検事項	点検結果		
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	1 次の（一）、（二）、（三）、（四）のいずれにも該当し、賃金改善に要する費用の見込額が当該加算の算定見込額を上回る賃金改善計画の策定、計画に基づく措置の実施	☐	該当	介護職員等特定処遇改善計画書
	（一） 経験・技能のある介護職員のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込み額が月額8万円以上又は年額440万円以上			
	（二） 指定通所介護事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が介護職員（経験・技能のある介護職員を除く）の賃金改善に要する費用の見込額の平均を上回っている			
	（三） 介護職員（経験・技能のある介護職員を除く）の賃金改善に要する費用の見込額の平均が介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の2倍以上（介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員（経験・技能のある介護職員を除く）の平均賃金額を上回らない場合を除く）			
	（四） 介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円を上回らない			
	2 介護職員等特定処遇改善計画書の作成、周知、届出	☐	あり	介護職員等特定処遇改善計画書
	3 介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善の実施	☐	あり	
	4 処遇改善の実施の報告	☐	あり	実績報告書
介護職員等ベースアップ等支援加算	5 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかを算定	☐	あり	
	6 処遇改善の内容（賃金改善を除く）及び処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知	☐	あり	
	7 処遇改善の内容（賃金改善を除く）等についてインターネットの利用その他の適切な方法で公表	☐	あり	
	1 ベースアップ等要件 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置、処遇改善の実施の報告	☐	あり	ベースアップ等支援加算処遇改善計画書
	2 処遇改善加算要件 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかを算定	☐	あり	